

## 第 42 回三重県新型コロナウイルス感染症対策本部本部員会議

- 1 開催日時：令和 3 年 8 月 12 日（木）14：30～14：50
- 2 開催場所：三重県庁 3 階 プレゼンテーションルーム
- 3 出席者：鈴木知事、廣田副知事、服部副知事、日沖危機管理統括監、野呂防災対策部長、山本戦略企画副部長、後田総務副部長、加太医療保健部長、中尾医療保健部理事、中山子ども・福祉部長、岡村環境生活部長、増田廃棄物対策局長、山口地域連携部長、辻国体・全国障害者スポーツ大会局長、横田南部地域活性化局長、更屋農林水産部長、島上雇用経済部長、小見山観光局長、水野県土整備部長、真弓県土整備部理事、森会計管理者兼出納局長、田中デジタル社会推進局長、木平教育長、喜多企業庁長、小倉病院事業副庁長、島田警察本部警備第二課長、高野四日市港管理組合経営企画部長、坂倉四日市市危機管理室副参事、事務局

### 4 議事内容：以下のとおり

（日沖危機管理統括監）

- ・これより「第 42 回三重県新型コロナウイルス感染症対策本部 本部員会議」を始める。
- ・8 月 6 日に三重県緊急警戒宣言を発出したが、その後の感染拡大状況が「さらに警戒すべきステージ」になってきたため、さらなる対策の強化として、緊急警戒宣言を改定して取り組んでいく必要がある。
- ・本日の会議では、その内容を決定する。

### 議題 1 新型コロナウイルス感染症の県内発生状況等について

（日沖危機管理統括監）

- ・事項 1 「三重県新型コロナウイルス感染症の県内発生状況等」について感染症対策部から説明をお願いします。

（中瀬感染症情報プロジェクトチーム 担当課長）資料 1 に沿って説明

- ・現在の患者発生状況は累計 6,641 人となっており、本日の新規感染者数も過去最多を更新する見込みである。
- ・直近 1 週間の人口 10 万人当たりの新規感染者数は 34.5 人となっており、依然増加傾向である。1 週間前の前回会議時点（8 月 5 日）では、19.4 人だったため、15 人程度増えている状況である。

- ・医療圏別の患者発生状況は、すべての医療圏域において依然増加傾向である。直近では、北勢地域での増加が顕著となっている。
- ・年齢別の発生状況については、これまでの傾向と大きな変わりなく、30代以下が全体の5～6割を占める状況、60代以上は低水準を継続している。
- ・接触者の関係についても前回から変わりなく、6割程度を接触者が占めるという状況である。
- ・県外由来についても大きな変化はしておらず、20%程度で推移している。
- ・感染経路別に関しても大きな変化はなく、家族内感染が4割前後を占めるという状況である。なお、直近週では、福祉施設でクラスターが発生したため、数字として表れている。
- ・変異株の陽性率の関係については、8月11日時点の陽性率が84.2%となっており、依然として陽性率の増加が継続しているという状況である。なお、この84.2%という数値については、直近1週間の値を平均した数値となっている。
- ・次に、PCR等検査については、直近週7月31日から8月6日で見ると、検査数が5,733件と増加しており、そのうち陽性数が491件で、陽性率8.6%という高い率となっている。1週間前は3.2%だったため、増えているという状況である。
- ・クラスターの発生状況については、8月に入り件数が増えており、すでに11件となっている。事業所関係、福祉施設、高齢者施設、学校、習い事で発生している。
- ・入院関係について、8月12日現在の病床占有率は50%になっている。重症者用病床占有率についても22.0%ということで、いずれも増加傾向にある。
- ・最後にモニタリング指標に関して、ステージⅣに位置しているのは確保病床の占有率と直近1週間の人口10万人あたりの新規感染者数となっている。また、入院率、重症者用病床占有率等がステージⅢに位置するという状況となっている。

(日沖危機管理統括監)

- ・このことについて何か質問はあるか。
- (質疑なし)

## 議題2 「三重県新型コロナウイルス『緊急警戒宣言』の改定について

(日沖危機管理統括監)

- ・事項2「三重県新型コロナウイルス『緊急警戒宣言』の改定について総合対策部から説明をお願いします。

(小西危機管理特命監) 資料2に沿って説明

- ・まず資料2 三重県新型コロナウイルス「緊急警戒宣言」改定版について説明する。
- ・8月6日に「緊急警戒宣言」を発出させていただいたが、その後も、2日連続で過去最多の新規感染者が出るなど、非常に厳しい状況が続いている。
- ・また、デルタ株を含むL452R変異株についても、直近1週間の陽性率が84.2%となっており、警戒をさらに強める必要がある。
- ・全国の状況を見ても、新規感染者数が1万5,000人を超える日があり、また、緊急警戒宣言やまん延防止等重点措置が19都道府県に適用され、本県を含む30都道府県で人口10万人当たりの新規感染者数が25人を超える状況である。
- ・こうした状況から、第一に優先すべきは県民の皆様の命を守ることであるため、緊急的に病床を追加で確保し、重症、中等症、重症化リスクの高い方の入院調整が確実にできる体制を整えていく。
- ・追加的な病床の確保は、医療機関の負荷を増大させ、また、通常医療や救急医療、ワクチン接種等への影響も懸念される場所である。
- ・こうした影響を最小限に抑え、緊急的な対応を早く終わらせるために、「オール三重」で対策を講じていくために、「三重県緊急警戒宣言」を改定させていただく。
- ・次に、県民の皆様へお願いしたいことを記載してある。8月6日に発出したものからの変更箇所には下線を引いてあり、主なものを説明する。
- ・まず一つ目、移動の自粛をお願いするという。県境を超える移動については、生活の維持に必要な場合を除き自粛をお願いするというを、特措法に基づいてお願いしたい。
- ・県外への帰省についても、自粛をお願いしたい。
- ・県内の移動については、必要性、安全性を慎重に検討いただき、感染リスクが高くなる場合は移動を避けていただくようお願いをしたい。
- ・次に、感染防止対策の徹底に関して、Go To Eat 食事券の利用については、テイクアウト、デリバリーを除き、控えていただくようお願いする。
- ・また、県外の皆様へは、生活の維持に必要な場合を除き、三重県への移動を自粛していただくよう協力をお願いする。帰省についても自粛いただくようお願いする。
- ・次に、事業者の皆様について、感染の入口となる場面を少しでも減らすとともに、人流を抑制し、接触機会を低減するために、県内全域の飲食店に対して営業時間を20時までとしていただくよう要請する。
- ・要請期間については、8月14日(土)から8月31日(火)までとし、特措法により要請をさせていただく。

- ・飲食店においては、改めて感染拡大予防ガイドライン遵守をお願いしたい。また、感染防止対策を徹底できなければ、カラオケ設備の利用を控えていただきたい。
- ・1,000㎡を超えるような大規模な集客施設においては、人流を減少させるため、営業時間の短縮など可能な限りの対策の検討をお願いしたい。
- ・外国人生徒のいる教育機関や外国人を雇用している事業者の皆様においては、感染防止対策の徹底について丁寧な周知をお願いしたい。
- ・普段から従業員の健康管理に留意をいただきたい。
- ・県外への出張についても、移動の必要性について今一度検討いただき、オンライン会議の活用等をお願いしたい。
- ・在宅勤務（テレワーク）の推進により、地域や業務の特性も踏まえ、可能な限り出勤者の5割削減に取り組んでいただきたい。
- ・以上について、8月31日までを協力要請期間とする。状況が改善した場合は、期限を待たず解除したい。
- ・偏見や差別の根絶についても、引き続きお願いする。
- ・まん延防止等重点措置として、8月13日に三重県まん延防止等重点措置対策検討会議を実施し、有識者の皆様にご意見をいただく。そのご意見を踏まえて、まん延防止等重点措置の適用について、政府と協議を行うことを考えている。
- ・次に、三重県が実施する対策をまとめた。こちらにも、変更部分に下線をしており、主な点について説明する。
- ・まず、病床の確保について、重症者用病床も含めて56床を追加で確保し、受け入れ体制の拡充をする。
- ・宿泊療養施設については、入所者の増加に備えたさらなる病床の確保に向けて、必要な取組を進めていく。
- ・また、入院調整中患者・自宅療養者へのフォローアップとして貸与用のパルスオキシメーターを800個追加購入する。
- ・ワクチン接種体制としては、アストラゼネカ社ワクチン接種センターを県内に1か所開設し、接種体制を整備する。
- ・感染防止対策の徹底として、鈴鹿青少年の森のバーベキュー施設など県営都市公園内の屋外飲食施設について、運営事業者に新規予約の停止を要請する。また、感染防止対策の徹底について呼びかけを行う。併せて、市町の管理する施設についても、県の取組を参考にしていただき、対応いただくよう協力の要請を行う。
- ・事業者支援に関して、営業時間短縮要請等の影響に対する支援として、営業時間短縮要請に全面的に協力いただいた事業者に、時短要請協力金を支給する。
- ・経済活動の回復に向けた支援として、DX推進を通じた新たな事業展開等の取

組を支援するための補助金を、9月7日まで募集している。

(日沖危機管理統括監)

- ・このことについて何か質問はあるか。

(質疑なし)

(日沖危機管理統括監)

- ・それでは、三重県緊急警戒宣言の改定について、資料2のとおりとしてよろしいか。

(発言なし)

(日沖危機管理統括監)

- ・それではそのように決定する。

### 議題3 「各部からの報告事項」について

(日沖危機管理統括監)

- ・事項3「各部からの報告事項」について、報告事項がある部局は説明をお願いします。

(報告なし)

### 議題4 知事指示事項

(日沖危機管理統括監)

- ・次に知事から「知事指示事項」をお願いします。

(鈴木知事)

- ・重症病床占有率は22.0%、病床占有率が50.0%、人口10万人当たりの新規感染者数もステージIV相当になっており、極めて厳しい状況である。
- ・緊急警戒宣言を8月6日に発出した際に、「さらに厳しいステージになったら、強い措置をお願いします」と申し上げてきたところであるが、今回、緊急警戒宣言の強化をして、県独自の営業時間短縮要請をする。
- ・何としましても、ここで食い止めていくために、全力を挙げていきたいと思っている。
- ・お盆、夏休みという本来であれば、楽しい時間を過ごされるはずの時に、県民の皆様へ厳しい要請をするため、県としてもそういう皆様の苦しい思いにしっかりと寄り添って、全力で、高い緊張感を持って、対応にあたって欲しい。

- ・指示事項6点を申し上げる。
- ・感染の拡大や重症患者の増加が継続している中、一般医療や救急医療へも影響が及びつつある。今後も感染がさらに拡大することも念頭に置き、医療機関等との連携を密にし、追加病床の確保等、医療提供体制の強化を図ること。また、医療機関の負担軽減を図るため、引き続き、宿泊療養施設のさらなる活用を図るとともに、増床に向け取組を進めること。
- ・8月14日から県内全域の飲食店に対し営業時間短縮の協力を要請する。県民や事業者の皆様のご生活に大きく影響することから、早急かつ確実に県民・事業者の皆様に対し周知し、協力をお願いするとともに、問い合わせには専用の相談窓口を設け丁寧に対応すること。併せて、見回りによる営業時間短縮への協力状況の確認を実施することから、体制を整備するとともに、事業者への周知については協力いただけるよう丁寧に行うこと。
- ・お盆期間をはじめ夏休みで、家族間や友人間での会食等の機会や人の移動が増えることが予想されるが、各部局においては改めて、県民・事業者の皆様に対し、あらゆる機会を通じ、感染防止対策の徹底について改めて周知すること。
- ・本県での営業時間短縮協力要請に加え、東京都や大阪府などへの緊急事態宣言の発出、各県へのまん延防止等重点措置の適用により、あらゆる業種の中小企業・小規模企業に影響が出ると予想される。事業者への有効な支援策を速やかに実施すること。
- ・「まん延防止等重点措置」の適用要請については、13日（金）に開催される検討会議での有識者からの意見もふまえ、対象区域や要請時期などについて国と緊密に協議を行うこと。
- ・感染された方やその家族、医療従事者などが、不当な差別や偏見、誹謗中傷やいじめを受けることは決してあってはならない。また、ワクチン接種は希望者の同意に基づき行われるものであり、ワクチン接種を受けない選択をした方に対する差別や誹謗中傷はもちろん、接種の強制も許されるものではない。あらゆる機会を活用し、そうした行為を行わないよう呼びかけるとともに相談対応に取り組むこと。

（日沖危機管理統括監）

- ・各部局において、指示事項に基づいた適切な対応をお願いする。
- ・以上で本部員会議を終了する。